

被相続人居住用家屋等確認申請必要書類 チェックシート

※申請前に□に✓を記入してご確認ください。

申請先: 登別市 都市整備部 都市政策グループ(都市政策担当)

電話: 0143-85-3230 FAX: 0143-85-8286

所在地: 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

申請書

□被相続人居住用家屋等確認申請書(様式1-2)

添付書類	コピー	主な取得先	確認事項
□① 被相続人の除票住民票 ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合は、被相続人の 戸籍の附票	不可	市役所市民サービスグループ、各支所など	被相続人の死亡日、死亡時の 居住地 を確認します。
□② 相続人の住民票 ※相続人が複数いる場合は 相続人全員分の住民票 ※被相続人の死亡時以降、相続人が居住地を2回以上移転している場合は、当該相続人の 戸籍の附票	不可	同上	・相続から家屋の解体まで、当該 相続人全員 が当該家屋に居住していないことを確認します。 ・ 解体日以降の日付 で発行してください。
□③ 土地の売買契約書 ※売買契約書で家屋の解体後の敷地の引渡し日を確認できない場合は 登記事項証明書 等	可	宅地建物取引業者など	・相続した家屋の解体後の敷地を引渡しの日を確認します。 ・売買契約書は 相続人と買主で締結したもの が必要です。 ・全てのページの写しが必要です。
□④ 解体後の家屋の閉鎖事項証明書 ※未登記の場合は、解体工事の請負契約書の写し	不可	法務局、解体業者など	相続した家屋を解体した日を確認します。
□⑤ (i) ~ (iii) のいずれかの書類			
(i) 電気もしくはガスの閉栓証明書、又は水道の使用廃止届出書 ※閉栓日、使用廃止日は 相続開始日以降のもの	可	電力会社、ガス会社など	・相続した家屋が「 空き家 」の状態であることを確認します。 ・「閉栓証明書」「使用廃止届出書」という名称の書類でなくても、相続から解体までの間に閉栓(使用廃止)したことが確認できる情報(閉栓・使用廃止日及び住所)が記載されている物であれば代用も可能です。
(ii) 宅地建物取引業者による広告を証明する書類 ※所在地記載、当該家屋の現況が空き家であり、かつ解体予定があることを表示しているもの。	可	宅地建物取引業者など	
(iii) 家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時までの事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていなかったこと」及びその敷地が「相続の時から譲渡の時までの事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていなかったこと」の要件を満たしている容易に認められる書類	可	/	/
□⑥ 更地の写真 ※撮影日が記載されているもの	可	解体業者など	相続した家屋を解体した日を確認します。

(2ページへ続く)

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の⑦～⑨の全ての書類をあわせてご用意ください。

必要書類	コピー	主な取得先	確認事項
<input type="checkbox"/> ⑦ 被相続人の介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等 【代替書類】 ・要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等	可	入所施設など	要介護、要支援、障害者支援区分等の認定を受けていた被相続人であることを確認します。
<input type="checkbox"/> ⑧ 施設入所時における契約書	可	同上	施設の名称、種類、所在地等を確認します。
<input type="checkbox"/> ⑨ (i)～(iii)のいずれかの書類			
<input type="checkbox"/> (i) 電気もしくはガスの閉栓証明書、又は水道の使用廃止届出書 <small>※閉栓日、使用廃止日は相続開始日以降のもの</small>	可	電力会社、ガス会社など	
<input type="checkbox"/> (ii) 老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	可	入所施設など	被相続人が施設に入所後も、当該家屋を一定使用し、かつ事業の用、貸付けの用、又は被相続人以外の居住の用となっていなかったことを確認します。
<input type="checkbox"/> (iii) その他要件を満たしていることが容易に認められる書類	可		

【留意事項】

- 申請書の提出から確認書の発行まで数日かかります。また、郵送の場合はさらに日数がかかりますので、余裕をもって申請してください。
- 提出された書類は返却いたしませんので、控えが必要な場合は、あらかじめコピーをご用意ください。
- 書類に不備等があった場合、追加で対応をお願いする場合があります。
- 本市で確認する事項は被相続人居住用家屋等確認申請書の記載内容であり、**特別控除を確約するものではありません**。本市から被相続人居住用家屋等確認書を交付後、お住まいの管轄税務署にて確定申告を行ってください。